

バイク、軽自動車の廃車・譲渡・住所変更手続きは4月1日までこー！

バイクや二輪、軽四輪自動車などにかかる軽自動車税は毎年4月1日現在の名義人（所有者）に課税されます。

現在、他人に譲渡したり、転売や下取りに出したりして、実際に車を所有していない場合や、盗難にあった場合でも、4月1日までに名義変更および廃車の手続きをしないと平成22年度分の軽自動車税が課税され、納めなければなりません。年度途中で廃車されても、税金をお返しできないことになっています。

車種	手続き場所	届出に必要なもの
原動機付自転車 小型特殊自動車	市税務課諸税係 (☎32・3845) 内線130	ナンバープレート・ 印鑑（代理人の場合は 両者の印鑑）
二輪の小型自動車 (250cc超)	徳島陸運支局 (徳島市応神産業団地1番地1) (☎050・5540・2074)	ナンバープレート・ 検査証・印鑑（使用者 と所有者の印鑑）など
二輪の軽自動車 (125cc超～250cc) 三輪の軽自動車 四輪以上の軽自動車	徳島県軽自動車協会 (徳島市応神産業団地1番地4) (☎088・641・2010)	ナンバープレート・ 検査証・印鑑など

また、他の市町村へ転出された場合や他の市町村から転入された場合も届出が必要です。名義変更および廃車の手続きをしていない人や住所を変更された人は、4月1日までに、上記の場所で手続きを忘れずに行いましょう。

手続きの詳細については、各種手続き先までお問い合わせください。

減免制度があります

身体などに障がいがある人が所有する自動車や、本人運転または家族等の運転で、専ら障がい者のために継続して使用されるものについては、軽自動車税が減免される制度があります。ただし、この減免は普通自動車を含め障がい者一人一台に限りません。

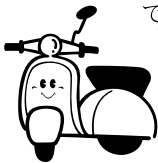
また、減免対象車を乗り替えた場合は、再度申請してください。

軽自動車税の減免申請の受付は、4月23日までとなっています。受付締切日を過ぎるとその年は課税され、次の年度からの減免となりますので注意してください。

障がいの等級などにより該当しない場合もありますので、詳しい内容や手続きは左記までお問い合わせください。

普通自動車税については、東部県税局自動車税庁舎(☎088・641・2323)まで。

軽自動車税については、市税務課諸税係（市役所1階☎32・3845）まで。



平成22年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧を行っています

市では、地方税法第416条および第382条の規定により、縦覧帳簿の縦覧および課税台帳の閲覧を行っています。

土地価格等縦覧帳簿には、所在、地番、地目、地積、価格を、また、家屋価格等縦覧帳簿には、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格をそれぞれ記載（ただし、非課税または免税点未満は除く）しており、所有者以外の土地または家屋の帳簿も縦覧できます。

なお、従来から行われてきました固定資産課税台帳の縦覧は、固定資産課税台帳の閲覧と同様に行い、借地借家人等も閲覧できます。

【期間】

縦覧帳簿の縦覧 4月1日(木)から5月31日(月)まで
固定資産課税台帳の閲覧 4月1日(木)から

※縦覧期間中の閲覧は無料です。「縦覧期間中以外は手数料が必要となります。」
(午前8時30分～午後5時15分。ただし、土曜、日曜、祝祭日は除きます。)

【縦覧・閲覧できる人】

納税者（所有者および相続人）、納税管理人。前記以外の人および法人名義分を閲覧する人は、納税者の印鑑または委任状が必要です。なお、縦覧では、土地については土地の納税者、家屋については家屋の納税者、両資産の納税者は両方の縦覧ができます。また、借地借家人等は、縦覧をすることができません。

【縦覧・閲覧場所】

市税務課（市役所1階）

【持参するもの】

印鑑または運転免許証・納税通知書・保険証など本人と確認できるもの。借地借家人等は、当物件の賃貸借契約書・領収書などの書面で権利関係が確認できるもの。

詳しくは、市税務課固定資産課税係(市役所1階☎32・2115)まで。